

JIS

建築用セメント防水剤の試験方法

JIS A 1404 : 2015

平成 27 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
(委員)	内山 和哉	一般社団法人住宅生産団体連合会(積水ハウス株式会社)
	加藤 信介	東京大学
	橋高 義典	首都大学東京
	黒木 勝一	一般財団法人建材試験センター
	棚野 博之	独立行政法人建築研究所
	谷口 元	一般社団法人日本建設業連合会(株式会社竹中工務店)
	西野 加奈子	建築・住宅国際機構
	服部 幸夫	断熱・保温規格協議会
	羽山 眞一	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	藤野 珠枝	主婦連合会(藤野アトリエ一級建築士事務所)
	古江 郁子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	松村 収	独立行政法人住宅金融支援機構
	本橋 健司	一般社団法人日本建築学会(芝浦工業大学)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 35.8.1 改正：平成 27.2.20

官 報 公 示：平成 27.2.20

原案作成協力者：株式会社三菱総合研究所

(〒100-8141 東京都千代田区永田町 2-10-3 TEL 03-5157-2111)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会(委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 試験用機械器具	1
4 試料	2
5 使用材料	2
6 供試体	2
6.1 供試体の寸法	2
6.2 供試体の個数	2
6.3 モルタルの調合	2
6.4 練混ぜ方法	2
6.5 成形	2
6.6 型枠の取り外し, 養生及び乾燥	3
7 試験の手順	3
7.1 一般	3
7.2 凝結試験	3
7.3 安定性試験	3
7.4 強さ試験	3
7.5 吸水試験	3
7.6 透水試験	4
8 計算	5
8.1 強さ比	5
8.2 吸水比	6
8.3 透水比	6
9 報告	6
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	8
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS A 1404:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

建築用セメント防水剤の試験方法

Method of test for waterproof agent of cement for concrete construction

序文

この規格は、1960年に制定され、その後4回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は2013年に行われたが、国内の実情に即した内容にするために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。また、技術上重要な改正に関する旧規格との対照を附属書Aに示す。

1 適用範囲

この規格は、建築用のモルタル又はコンクリートに混合して用いるセメント防水剤（以下、防水剤という。）の試験方法について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS R 5201 セメントの物理試験方法

JIS R 5210 ポルトランドセメント

JIS Z 8801-1 試験用ふるい—第1部：金属製網ふるい

3 試験用機械器具

3.1 はかり はかりは、ひょう量2 kg以上で、目量が0.1 g又はこれより小さいものとする。

3.2 突き棒

3.2.1 強さ試験用及び吸水試験用の突き棒 強さ試験用供試体及び吸水試験用供試体の成形に用いる突き棒は、**JIS R 5201**に規定するものとする。

3.2.2 透水試験用の突き棒 透水試験用供試体の成形に用いる突き棒は、突き部分は立方体とし、縦横の寸法は 35 ± 1 mm、質量は 1000 ± 5 gとする。

3.3 乾燥機 乾燥機は、排気口のあるもので、槽内を80 °Cに保持できるものとする。

3.4 吸水試験用容器 吸水試験に用いる容器は、水密性があり、深さが5 cm程度のものとする。

3.5 透水試験機 透水試験機は、直径5 cmの透水円孔をもち、厚さ約1 cm以上のゴムガスケットを供試体上下に当て均一に装置に設置できるものとし、外壁モルタル用では 1.0×10^4 Pa、コンクリート用では 3.0×10^5 Paの水圧がかけられるものとする。